

4. 広域入所について

◇八潮市内の保育所等に入所を希望する八潮市外在住の方へ

①八潮市への転入予定（あり）

申込要件		八潮市へ転入予定があり、入所日の前月末までに八潮市に住民登録を予定している方
申込先・方法		八潮市保育課へ直接申請（原則、郵送での提出は受付できません）※1
申込 期限	令和7年4月 入所	令和6年11月14日（木）から18日（月）の5日間 (本冊子4ページを参照してください) ※2
	令和7年5月 ～翌2月入所	【令和7年度途中月入所】（本冊子4ページ）に準じます。 ※2
必要書類		<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市が必要とする書類（本冊子5ページ参照）※3 ・保護者全員の課税・非課税証明書※4 ・転入に関する誓約書※5 ・賃貸借契約書や売買契約書の写し（所在地・引き渡し日がわかるもの） 又は同居予定申立書

※1 現在保育所等を利用中または申請中（待機中）の場合は、退所または申請取下げの手続きが必要です。事前に住所地の市区町村の保育担当課にご相談ください。

※2 4月入所については、書類提出時に児童の面接も行います。児童同伴で母子手帳を持参してください。
途中月入所については、必要に応じて随時面接を実施します。

※3 家庭状況によって必要な書類が異なりますので、ご不明な点は、事前に八潮市保育課へご確認ください。

※4 令和7年4月～8月の入所希望は令和6年度課税・非課税証明書が必要です。
令和7年9月～令和8年2月の入所希望は令和7年度課税・非課税証明書が必要です。

※5 誓約書に記載された期日までに①住民登録の異動及び②八潮市保育課で八潮市民として保育所等の利用申請手続き（本申請）が必要となります。期日までに手続きがされない場合、内定を取り消す場合があります。

②八潮市への転入予定（なし）

申込要件		<ul style="list-style-type: none"> ・住所地が八潮市外にあり、保護者の勤務先が八潮市内にある方 ・住所地が八潮市との市境にあり、住所地の市区町村の保育所等へ通うよりも八潮市の保育所等へ通うほうが適切であると認められる方
申込先・方法		住所地の市区町村の保育担当課へ申請（申請書類は八潮市へ郵送されます。）
申込 期限	令和7年4月 入所	令和6年11月13日（水）までに郵送必着
	令和7年5月 ～翌2月入所	【令和7年度途中月入所】（本冊子4ページ）に準じます。
必要書類		八潮市及び住所地の市区町村の保育担当課が必要とする書類※1

※1 八潮市が必要とする書類は【申込みに必要な書類】（本冊子5ページ）に準じますが、家庭状況によって必要な書類が異なりますので、ご不明な点は、事前に八潮市保育課へご確認ください。原則として、申請書類は八潮市の様式をご使用ください。

③継続利用（八潮市からの転出後）

申込要件	八潮市内の保育所等を利用中で、八潮市から転出後も継続利用を希望する方
申込先	転出先の市区町村の保育担当課
必要書類	八潮市及び入所を希望する市町村の保育担当課へご確認ください。
備考	転出後速やかに申請を行ってください。

◇八潮市外の保育所等に入所を希望する八潮市内在住の方へ

①八潮市からの転出予定（あり）

申込要件	八潮市から他の市区町村へ転出の予定がある方
申込先	<u>転出先の市区町村の保育担当課へ直接申請</u> ※1
備考	申請書類や申請方法等は転出先の市区町村によって異なります。転出先の市区町村の保育担当課へよくご確認のうえ申請を行ってください。

※1 現在保育所等を利用中または申請中（待機中）の場合は、退所または申請取下げの手続きが必要です。事前に八潮市保育課にご相談ください。

②八潮市からの転出予定（なし）

申込要件	・八潮市内在住で勤務先が他の市区町村にある方 ・住所地が他の市区町村との市境にあり、八潮市の保育所等へ通うよりも他の市区町村の保育所等へ通うほうが適切であると認められる方※1
申込先	八潮市保育課（市役所2階）
必要書類	八潮市及び入所を希望する市区町村の保育担当課が必要とする書類※2
申込期限	入所を希望する市区町村の締切日のおおむね10日前まで
備考	<u>原則として、広域入所は年度ごとの申請が必要となります。</u> 翌年度の継続入所が約束されるものでありませんのでご注意ください。

※1 入所を希望する市区町村により申込の要件が異なる場合があります。

※2 八潮市が必要とする書類は【**申込みに必要な書類**】（本冊子5ページ）に準じますが、家庭状況によって必要な書類が異なりますので、ご不明な点は、事前に八潮市保育課へご確認ください。申請書類に指定がない場合は、八潮市の様式をご使用ください。

③継続利用（八潮市への転入後）

申込要件	八潮市外の保育所等を利用中で、八潮市へ転入後も継続利用を希望する方
申込先	八潮市保育課（市役所2階）
必要書類	八潮市及び入所を希望する市区町村の保育担当課が必要とする書類※1
備考	転入後速やかに申請を行ってください。

※1 あらかじめ市区町村の保育担当課へ、転入後の利用継続の可否や手続きについてご確認ください。

広域入所におけるQ&A

Q1. 現在八潮市外に居住しており、今後八潮市へ転入予定です。遠方のため、申請期間（期限）内に申請書の提出が困難ですが郵送での提出は可能ですか。

A1. 原則として、窓口での直接申請となります。止むを得ずに来庁できない事情がある場合は、八潮市保育課へご相談ください。

Q2. 八潮市へ転入を予定していますが、八潮市内保育所等に入所できなかった場合は、現在通っている施設を継続利用できますか。

A2. 事前に転入前の市区町村の保育担当課へ継続利用ができるかご確認ください。継続利用ができる場合は、所定の手続きが必要となりますので、八潮市への転入後、速やかに八潮市保育課へご確認ください。